

病児保育施設の整備に係る交付対象の拡大について

～多様な実施主体の参画による病児保育施設の充実に向けて～

15

令和元年7月11日
大 阪 府



提案事項



病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金（以下「整備交付金」という。）の交付対象の拡大

■ 求める措置の具体的内容

病児保育施設の整備に係る整備交付金の交付対象を、市町村、社会福祉法人や病院等に限定せず、市町村が地域の実情に応じて施設整備が可能となるよう運営費に係る子ども・子育て支援交付金の交付対象と同様に、「市町村が認めた者」を追加されたい。

※子ども・子育て支援交付金と整備交付金の比較表

	子ども・子育て支援交付金	整備交付金
補助対象	市町村、市町村が認めた者	市町村、社会福祉法人、病院等
補助内容	病児保育施設の <u>運営</u> への補助	病児保育施設の <u>整備</u> への補助



病児保育事業とニーズ

地域の実情に応じた子育て支援事業として、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

○病児保育事業類型及び事業内容等

	① 病児対応型・病後児対応型	② 体調不良児対応型	③ 非施設型（訪問型）	④ 送迎対応
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業	病児・病後児対応型及び体調不良児対応型について、保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院等の専用スペースで一時的に保育をする事業

○病児保育へのニーズ

病児保育については、現在でも保護者ニーズが高く、今後女性就業率の上昇や教育・保育無償化による保育需要の増大に伴い更にニーズの増加が見込まれる。

大阪府における病児保育事業の状況



○府内病児保育施設数年次推移（H27～H30）

年度	病児対応型・ 病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型 (訪問型)	総計
H27	87	243	4	334
H28	97	297	6	400
H29	92	337	4	433
H30	95	399	3	497

【子ども・子育て支援交付金の交付申請施設数より】

○大阪府における病児保育事業の現状

- ・病児・病後児保育事業について、整備の進捗が鈍く、また、地域的な偏在もある。
- ・子ども・子育て支援交付金制度開始（H27）以前から開設している施設も多く、老朽化している施設もある。

支障事例



- 病児保育施設の整備促進を目的としているにもかかわらず、整備交付金の交付要綱における交付対象は市町村、社会福祉法人や病院等に限定され、NPOなどは対象となっていない。このため、多大な費用がかかる施設整備に対し、意欲はあるものの取り組めない事例が発生。

具体事例

- NPOが運営する病後児保育施設。事業開始から14年が経過しているが、屋根や外壁、床や空調設備などが劣化。より良好な保育環境の実現のためには施設の全面的な補修整備が必要であるが、整備に多大な費用がかかるため、自己負担のみでの整備は難しく、取り掛かれないとのこと。
- より衛生的な環境が求められる病児保育事業において、劣化した施設環境の下では、安心した病児保育事業を行えないため、廃止も懸念される。そうになると、今後増大が見込まれる病児保育のニーズに応えられない。

交付対象の拡大による効果



現状

- ・対象外の法人は整備交付金を活用できない。
- ・また、対象外の法人による新規参入も難しい。



効果

- ・老朽化施設の整備に対応し、廃止を防ぐ。
- ・新規参入による病児保育の充実が見込まれる。

■ 保護者ニーズへの対応

女性就業率の上昇や教育・保育無償化による保育需要の増大に伴う病児保育ニーズへの対応が進む。

■ 多様な実施主体の参画

現在、女性の社会進出や子育て世帯への応援に積極的な企業などが多くあるが、こういった多様な実施主体の参画が可能となる。

■ よりよい社会の実現

病児保育施設が充実することで、子育て世帯へのバックアップが可能となり、住民が暮らしやすく働きやすい、また子育てのしやすい社会の実現に貢献することとなる。